

スポットワーカー活用支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 緊急的な対応が必要な本県の人手不足対策として、短時間・単発勤務の労働者であるスポットワーカー等の労働力を活用する事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号。以下「規則」という。）および福井県労働政策課所管補助金等交付要綱（以下、「交付要綱」という。）によるほか、この交付要領の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) スポットワーク雇用仲介事業者等

次のいずれかに該当する者をいう。

ア デジタル技術を用いて、短時間・単発の就労を内容とする雇用契約の仲介サービスのサービスを行う有料職業紹介業者をいう。

イ 前項に規定するもののほか、知事が認めた有料職業紹介業者をいう。

(2) スポットワーカー等

次のいずれかに該当する者をいう。

ア スポットワーク雇用仲介事業者等を介して、時間単位や1日単位の短時間・単発の従業員として、直接雇用にて雇い入れられた労働者または派遣労働者をいう。

イ 前項に規定するもののほか、知事が認めた労働者をいう。

(補助対象事業者)

第3条 この要領において補助対象事業者は、県内に事業所を有する事業者であつて、補助対象経費を現に負担した事業者であり、かつ、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、補助金の支給対象となる事業について、同一年度内に国または他の地方公共団体等が所管する同様の目的の補助金等を受給した場合または受給する見込みのある場合は補助対象者としなない。

(1) 県内事業所において、スポットワーク雇用仲介事業者等を介してスポットワーカー等を勤務させる事業者（所）であること。

(2) これまでスポットワーク雇用仲介事業者等を介してスポットワーカー等を勤務させていない事業者、もしくは県が主催する「スポットワーカーを活用した人材確保セミナー」を受講またはオンライン視聴した事業者であること。

(3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）等の労働関係法令を遵守している事業者であること。

(4) 国または地方公共団体の各種助成金等において、過去3年以内に不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の交付を受け、または受けようとする。）をした事業者でないこと。

(5) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する接待飲食等営業（料亭を除く。）および性風俗関連特殊営業またはこれらの営業を受託して営業を行う事業者でないこと。

- (6) 国、県または市町が出資による権利を有する事業者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社再生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていないこと。
- (8) 宗教団体や政治活動を主たる目的とする法人もしくは暴力団または暴力団員の統制下である法人でないこと。
- (9) 県税の全税目に滞納がないこと。

(補助対象経費および補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象経費およびこれに対する補助率ならびに限度額は、別表に定めるとおりとする。ただし、別表に基づき算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

2 補助対象経費に疑義が生じた場合は、県に事前に協議し、了承を得ること。

(補助金の申し込み)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、知事別に定める申込期間中に申込書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は申込書を先着順で受理する。

3 知事は前項の申込書を受理したときはその内容を確認し、その結果について、申込内容確認結果通知書により申込者に通知するものとする。

(申込内容の変更および中止)

第6条 第5条第3項の規定による申込内容確認結果通知を受けた申込者が、第5条第1項の申込書の内容を変更するときは、申込内容変更届（様式第2号）に変更内容に関する書類を添付して、県に提出しなければならない。

ただし、補助事業の目的および事業の遂行に影響を及ぼさない範囲での軽微な変更についてはこの限りではない。

2 第5条第3項の規定による申込内容確認結果通知を受けた申込者が、第5条第1項の申込を中止するときは中止届（様式第3号）を県に提出しなければならない。

(補助金の交付申請兼実績報告)

第7条 第5条第3項の規定による申込内容確認結果通知を受けた申込者は、補助金の交付を受けようとする事業が完了した日から起算して1か月以内または当該年度の3月16日のいずれか早い日までに補助金交付申請書兼完了実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定兼額の確定)

第8条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付を適当と認めたときは、補助金の交付決定および額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

(指示および検査)

第9条 知事は、補助金の交付決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）

に対し、必要な指示をし、または書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(補助金の請求)

第10条 補助事業者は、補助金等の交付を受けようとするときは、規則第15条の規定に基づき、補助金交付請求書(様式第5号)1通を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の請求書を受理したときは、30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第11条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、もしくは交付した全部または一部について期日を定めて返還を命じることができる。また、補助金返還を命じられた申請者は、知事が定める期日まで返還しなければならない。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けようとし、または受けたことが明らかになったとき。

(2) この要領の規定または補助金交付決定の内容に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が補助金の交付を不相当と認めるとき。

(加算金および遅延金)

第12条

加算金および遅延金については以下のとおりとする。

(1) 補助事業者は、前条の規定により知事から補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を命じられた補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

(2) 補助事業者は、知事から補助金の返還の命令を受け、これを納付期日までに納めなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(3) 知事は、(1)および(2)においてやむを得ない事情があると認めたときは、加算金または遅滞金の全部または一部を免除することができるものとする。

(補助金の経理)

第13条 補助事業者は、事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理するとともに、当該帳簿および証拠書類を事業完了の翌年度から5年間保管しなければならない。

(調査等の実施)

第14条 知事は、補助金の交付に関し必要と認めるときは、補助事業者に対し、関係書類の提出または実地調査その他の調査等を行うことができる。

2 補助事業者は、前項に定める調査等に協力しなければならない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月26日から施行する。

この要領は、令和6年7月12日から施行する。

この要領は、令和6年11月18日から施行する。

この要領は、令和7年4月16日から施行する。

○別表

補助対象経費	補助限度額	補助期間
<p>求人に当たり、デジタル技術を用いて短時間・単発の就労を内容とする雇用契約等を仲介する事業者等（スポットワーク雇用仲介事業者等）のサービスを利用し、仲介が成立したことへの対価として、スポットワーク雇用仲介事業者等に支払った人材紹介手数料（サービス利用料）または、スポットワーカー等が派遣労働者である場合は、スポットワーク雇用仲介事業者等に支払った労働者派遣に関する料金</p> <p>（賃金、交通費、消費税および地方消費税ならびに振込手数料は除く。）</p>	<p>（1年度あたり） 1万円以上10万円上限 /1事業者(所) (補助率1/3)</p>	<p>令和6年4月26日から 令和7年3月31日</p>

- ※ 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- ※ 補助対象経費等に疑義が生じた場合は、労働政策課に事前に協議し、了承を得ること。